

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

また、管理部門を除き、運営費交付金との対応関係を明確に示すことができない業務については、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	4～50年
機 械 装 置	2～17年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87第1項)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第91)に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間

(3～5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(2)退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

出資先持分額による評価(移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理)を採用しております。

5. 収益の計上基準

(1) 受託研究に係る収益

受託研究においては、主に国又は独立行政法人との委託契約等に基づき実施した研究の成果を委託先に提供しております。これらは、委託先へ研究成果を引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 共同研究等に係る収益

共同研究等においては、顧客との共同研究契約に基づき相互に研究成果を利用できるサービスを提供しております。これらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当年度に発生した原価が、共同研究予算の合計に占める割合に基づいて行っております。

(3) 知的財産権に係る収益

知的財産権に係る収益は、主に顧客との特許使用許諾契約等に基づく収益であり、履行義務が当該特許の使用により顧客が便益を享受することにより充足されると判断し、顧客が当該特許の使用に係る売上高を計上する時に収益を認識しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

II. 重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為額は283,774,700円であります。

III. 重要な後発事象

該当事項はありません。

IV. 貸借対照表関係

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当法人が所有する放射線発生装置について、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は15年から31年、割引率は0.130%から2.251%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,345,036,905 円
時の経過による調整額	1,908,046 円
期末残高	1,346,944,951 円

2. その他行政コスト累計額のうち出資を財源に取得した資産に係る金額

国から現物出資を受けた資産に係る行政コスト累計額は 31,773,424,432円であります。

V. 行政コスト計算書関係

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	35,205,116,594 円
自己収入等	△15,366,357,520 円
機会費用	1,036,282,369 円
合計	20,875,041,443 円

2. 機会費用の計上方法

- (1) 国有資産の無償使用による機会費用の計算方法
対象資産等の減価償却費見積額に維持管理費を勘案し計算しております。
- (2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しております。
- (3) 国からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員の出向期間中における退職給付費用について、当法人の退職手当支給基準を参考に計算しております。

VI. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	11,222,427,258 円
資金期末残高	11,222,427,258 円

2. 重要な非資金取引

寄付受入による資産の取得	
機械装置	76,795,674 円
工具器具備品	220,144,098 円
ソフトウェア	8,206,750 円
合計	305,146,522 円

VII. 金融商品の時価等

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、国からの運営費交付金、施設整備費補助金等により資金を調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、未収金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
リース債務	(356)	(358)	(2)

(注1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであります。

(単位: 円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	1

(注3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

リース債務

未經過リース料の合計額を新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要
- 当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付制度
- (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------|-----------------|
| 期首における退職給付引当金 | 3,958,481,228 円 |
| 退職給付費用 | 333,521,826 円 |
| 退職給付の支払額 | △ 480,806,166 円 |
| 期末における退職給付引当金 | 3,811,196,888 円 |
- (2)退職給付に関連する損益
- | | |
|----------------|---------------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 333,521,826 円 |
|----------------|---------------|
3. 退職等年金給付制度
- 当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、38,331,449円であります。

Ⅷ. 収益認識関係

- 当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
- (1) 収益の分解情報
- 当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分及びその区分に係る主な収益は次のとおりであります。
- (単位:百万円)
- | | 社会課題解決のための研究開発 | 技術革新を生み出すための基盤研究 | マテリアル研究開発を先導する研究基盤の構築等の活動 | 合計 |
|---------|----------------|------------------|---------------------------|-------|
| 政府受託収入 | 1,046 | 223 | 1,524 | 2,793 |
| その他受託収入 | 7,138 | 1,865 | 234 | 9,238 |
| 研究収入 | 999 | 421 | 145 | 1,565 |
| 特許権収入 | — | — | 613 | 613 |
- (注)政府受託収入及びその他受託収入は受託研究に係る収益基準、研究収入は共同研究等に係る収益基準、特許権収入は知的財産権に係る収益基準に基づき収益計上しております。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- 当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、5,499百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和7年度から令和10年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。